

2012年版
 超速社労士 基本テキスト
 【法改正・正誤のお知らせ】

(3447)

平成 24 年 6 月 20 日
 (株)住宅新報社 資格図書編集部
 TEL. 03-6403-7806

【法改正】 第 44 回社会保険労務士試験の実施公告が発表され、今年度の試験は、平成 24 年 4 月 13 日(金)現在施行の法令に基づいて出題されます。本書籍は、平成 23 年 10 月 1 日現在施行の法令に基づいて記述されていますので、この間の法令改正により、以下の箇所の記述をご訂正くださいますようお願い申し上げます

ページ・位置	改正前	改正後
P87 【常時介護を要する状態にある者の場合】の表内	実費支給 (上限 <u>104,530</u> 円*) 2カ所	実費支給 (上限 104,290 円*)
P87 【常時介護を要する状態にある者の場合】の表内	<u>56,720</u> 円* (定額支給) 2カ所	56,600 円* (定額支給)
P87 【常時介護を要する状態にある者の場合】の表の下	給付額は、 <u>104,530</u> 円⇒ <u>52,270</u> 円、 <u>56,720</u> 円⇒ <u>28,360</u> 円となる。	給付額は、 104,290 円⇒ 52,150 円、 56,660 円⇒ 28,300 円となる。
P103 上 7 行目	②一人親方等(個人タクシー業者など)	②一人親方等(個人タクシー業者、 工作物の原状回復の事業(除染) など)
P127 上 3 行目 ●延長給付の表内	平成 <u>24</u> 年 3 月 31 日以前に離職した	平成 26 年 3 月 31 日以前に離職した
P127 下 ●その他の求職者給付の表内 受講手当	公共職業訓練等を受講した日に、日額 500 円支給	公共職業訓練等を受講した日に、日額 500 円支給 (40 日分を限度とする)
P127 下 ●その他の求職者給付の表内 受講手当	*平成 21 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に公共職業訓練等を受ける者には、日額 700 円支給	削除
P127 下 ●その他の求職者給付の表内 通所手当	次を追加 当分の間、受給資格者の住所又は居所から訓練等施設までの距離が相当程度長いため、訓練等施設に近接する宿泊施設に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練等施設へ通所する者に対して、住所又は居所から宿泊施設への移動に要する費用(一往復分)と、宿泊施設から訓練等施設までの通所に要する費用について通所手当として支給される(上限等あり)。	

P160 欄外 下6行目～	●労災保険率は、事業の種類ごとに最高1000分の <u>103</u> （水力発電施設など）から最低1000分の <u>3</u> （その他の各種事業）までの間で定められている。	●労災保険率は、事業の種類ごとに最高1000分の <u>89</u> （水力発電施設、ずい道等新設事業）から最低1000分の <u>2.5</u> （ 金融業、保険業又は不動産業 ）までの間で定められている。																			
P163 上の表	<p>下記の表に差し替え</p> <table border="1" data-bbox="507 427 1477 707"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th colspan="3">平成24年度</th> </tr> <tr> <th>保険率</th> <th>事業主負担率</th> <th>被保険者負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の事業</td> <td>13.5/1000</td> <td>8.5/1000</td> <td>5/1000</td> </tr> <tr> <td>農林水産・清酒製造の事業</td> <td>15.5/1000</td> <td>9.5/1000</td> <td>6/1000</td> </tr> <tr> <td>建設の事業</td> <td>16.5/1000</td> <td>10.5/1000</td> <td>6/1000</td> </tr> </tbody> </table>		事業の種類	平成24年度			保険率	事業主負担率	被保険者負担率	一般の事業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000	農林水産・清酒製造の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000	建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000
事業の種類	平成24年度																				
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率																		
一般の事業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000																		
農林水産・清酒製造の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000																		
建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000																		
P163 ●特別加入保険料率の表内	第2種特別加入保険料率 林業：1,000分の <u>52</u> ～労働組合の常勤役員：1,000分の <u>4</u> までの範囲	第2種特別加入保険料率 林業：1,000分の <u>52</u> ～労働組合の常勤役員：1,000分の <u>3</u> までの範囲																			
P209 下の表内	療養の給付等に関する費用	市町村に対して 合計額の100分の <u>34</u> を負担	市町村に対して 療養の給付等に関する費用 合計額の100分の <u>32</u> を負担																		
P216 下6～7行目	第1子、第2子までそれぞれ月額 <u>5,000</u> 円。第3子以降は1人につき月額 <u>10,000</u> 円とする。	第1子、第2子までそれぞれ月額 <u>10,000</u> 円。第3子以降は1人につき月額 <u>15,000</u> 円とする。																			
P217 ●支給額の表	<p>下記の表に差し替え</p> <table border="1" data-bbox="507 1413 1445 1637"> <thead> <tr> <th>児童手当</th> <th>3歳に満たない児童1人につき</th> <th>15,000円/月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小学校修了前の 特例給付</td> <td>第1子</td> <td>10,000円/月</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>10,000円/月</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>15,000円/月</td> </tr> </tbody> </table>		児童手当	3歳に満たない児童1人につき	15,000円/月	小学校修了前の 特例給付	第1子	10,000円/月	第2子	10,000円/月	第3子以降	15,000円/月									
児童手当	3歳に満たない児童1人につき	15,000円/月																			
小学校修了前の 特例給付	第1子	10,000円/月																			
	第2子	10,000円/月																			
	第3子以降	15,000円/月																			
P217 例の欄	第1子：2歳 <u>10,000</u> 円/月 第1子：9歳 <u>5,000</u> 円 第2子：5歳 <u>5,000</u> 円 第3子：4歳 <u>10,000</u> 円 計 <u>20,000</u> 円/月 第1子：15歳 支給なし 第2子：10歳 <u>5,000</u> 円	第1子：2歳 15,000 円/月 第1子：9歳 10,000 円 第2子：5歳 10,000 円 第3子：4歳 15,000 円 計 35,000 円/月 第1子：15歳 支給なし 第2子：10歳 10,000 円																			

P217 下 ●費用負担①	下記の表に差し替え																			
		一般事業主	国	都道府県	市町村															
	3歳に満たない児童に係る児童手当	7/15	16/45	4/45	4/45															
	3歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当 特例給付		2/3	1/6	1/6															
P245 ●一部負担金に係る被保険者の区分 負担割合②	(平成 23 年度は特例措置により)		(平成 24 年度は特例措置により)																	
P290 上 赤アミ枠内 合格への早道	下記の表に差し替え ◆平成 24 年度の年金額は、平成 23 年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率がマイナス 0.3%となり、直近の年金額改定の基準となった平成 22 年の水準と比べて 0.3%下がったため、法律の規定に基づき平成 23 年度の額より 0.3%引き下げられることとなった。																			
P290 下 1 行目	年金額は、788,900 円です。		年金額は、786,500 円です。																	
P303 上 6~7 行目 【物価スライド特例措置】 の下	788,900 円 3カ所		786,500 円																	
P303 右上 囲み内	23 年度の支給額		24 年度の支給額																	
P303 上 13 行目 【物価スライド特例措置】 の下	227,000 円 2カ所		226,300 円																	
P303 上 14 行目 【物価スライド特例措置】 の下	75,600 円 2カ所		75,400 円																	
P307 下 2 行目	227,000 円 2カ所		226,300 円																	
P307 下 1 行目	75,600 円 2カ所		75,400 円																	
P313 下の表	下記の表に差し替え <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">脱退一時金の支給額</th> </tr> <tr> <th>対象月数</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月以上 12 月未満</td> <td>44,940 円</td> </tr> <tr> <td>12 月以上 18 月未満</td> <td>89,880 円</td> </tr> <tr> <td>18 月以上 24 月未満</td> <td>134,820 円</td> </tr> <tr> <td>24 月以上 30 月未満</td> <td>179,760 円</td> </tr> <tr> <td>30 月以上 36 月未満</td> <td>224,700 円</td> </tr> <tr> <td>36 月以上</td> <td>269,640 円</td> </tr> </tbody> </table>				脱退一時金の支給額		対象月数	支給額	6 月以上 12 月未満	44,940 円	12 月以上 18 月未満	89,880 円	18 月以上 24 月未満	134,820 円	24 月以上 30 月未満	179,760 円	30 月以上 36 月未満	224,700 円	36 月以上	269,640 円
脱退一時金の支給額																				
対象月数	支給額																			
6 月以上 12 月未満	44,940 円																			
12 月以上 18 月未満	89,880 円																			
18 月以上 24 月未満	134,820 円																			
24 月以上 30 月未満	179,760 円																			
30 月以上 36 月未満	224,700 円																			
36 月以上	269,640 円																			

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P142 欄外 下2～4行目	独立行政法人高齢・障害者・求職者 雇用支援機構	独立行政法人高齢・障害・求職者雇 用支援機構
P143 下1～2行目	独立行政法人高齢・障害者・求職者 雇用支援機構	独立行政法人高齢・障害・求職者雇 用支援機構